

岐阜県立学校児童生徒が所有する学習者用端末の学校管理下における利用に係る誓約書

岐阜県立海津特別支援学校長 様

岐阜県立学校児童生徒が所有する学習者用端末利用規程第4条第1項の規定により、学習者用端末を利用するにあたり、裏面の学習者用端末利用ガイドを守り、利用することを誓約します。

記

【利用者】

利用者	住所 学年等 (ふりがな) 氏名 ※署名は必ず本人が行ってください。
利用者が在籍する 学校名	岐阜県立海津特別支援学校

【連帯保証人】

保護者 (親権者又は 未成年後見人)	(ふりがな) 氏名 ※署名は、必ず本人が行ってください。 電話番号 () 申請者との関係 ()
--------------------------	---------------------------------------------------------------------------

〔参考〕岐阜県立学校児童生徒が所有する学習者用端末利用規程より抜粋

(接続の申請)

第4条 端末を校内ネットワークへ接続しようとする利用者は、「岐阜県立学校児童生徒が所有する学習者用端末の学校管理下における利用に係る誓約書(第1号様式)」および、「岐阜県立学校児童生徒が所有する学習者用端末の校内ネットワーク接続申請(第2号様式[電子申請])」を県立学校の長(以下「学校長」という。)へ提出しなければならない。

(損害賠償)

第7条 利用者は、端末の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

(連帯保証)

第9条 利用者の保護者等(親権者又は未成年後見人)は、第7条の規定により利用者が負担すべき一切の債務について当該利用者に連帯して保証しなければならない。

岐阜県立海津特別支援学校児童生徒が所有する学習者用端末利用ガイド

※児童生徒・保護者の皆様は必ず内容を確認してください。確認しましたら項目の にチェック (☑) を入れてください。

- 1 学習者用端末を岐阜県学校間総合ネット（以下、校内ネットワーク）に接続できる期間および、台数について
 - 入学式後から卒業年度の卒業式（学校にて適宜変更）までとします。また、接続できる台数は児童生徒1人あたり1台です。
- 2 学習者用端末の取扱いについて
 - 【全体の取扱い】
 - 学習者用端末は、個人の責任で管理し、盗難・紛失には、特に注意してください。
 - 学習者用端末の設定や校内ネットワークへの接続申請については、マニュアルなどを参考にして、利用者の責任で行ってください。
 - 学習者用端末は、原則として、毎日自宅に持ち帰ってください。
 - 学習者用端末は、自宅で充電し、忘れずに持ってきてください。
 - 学習者用端末を利用し、他の者に対して危害を加えないでください。
 - 法令に違反する又は違反するおそれのある行為、県および、学校が禁止する行為を行わないでください。
 - 学習者用端末の利用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に損害が生じた場合は、利用者および、利用者の保護者等（親権者又は未成年後見人）が、その損害を賠償する責任を負うことになります。
 - 【学校での取扱い】
 - 学習者用端末は、学習活動以外で利用しないでください。
 - 学習者用端末を利用する際は、必ず教職員の指示に従ってください。
 - 教職員から指示があった場合を除き、学校の中ではソフトウェアやアプリケーションのダウンロードを行わないでください。
 - データ送信の際、校内ネットワークに過大な負荷を与えないようデータ容量に注意してください。
- 3 インターネット通信に係る経費について
 - 【学校内での経費】
 - 学校内でのインターネット（校内ネットワーク）通信に係る経費は無償です。
- 4 学習者用端末の接続申請・端末の変更について
 - 【手続き】
 - 学習者用端末を校内ネットワークに接続する場合は、岐阜県立学校児童生徒が所有する学習者用端末の学校管理下における利用に係る誓約書（第1号様式）、岐阜県立学校児童生徒が所有する学習者用端末の校内ネットワーク接続申請（第2号様式【電子申請】）を学校長（担任等）へ提出してください。
 - 学習者用端末を変更する場合は、岐阜県立学校児童生徒が所有する学習者用端末の校内ネットワーク接続申請（第2号様式【電子申請】）を学校長（担任等）へ提出してください。
 - 学習者用端末が故障したり、紛失や盗難にあたりした場合は、速やかに教職員（担任等）へ報告後、利用者（保護者等）で対応してください。
- 5 セキュリティ対策について
 - 【学習者用端末のセキュリティ対策】
 - 学習者用端末がWindows 端末の場合は、ウイルス対策ソフトを導入してください。
 - OSやウイルス対策ソフトは、最新版に更新してください。
 - 校内ネットワークを利用した通信には、不適切なサイトへのアクセスを制限するフィルターがかかっています。
 - 不正アクセス防止等のため、岐阜県教育委員会や学校長が校内で利用した時の通信履歴を確認する場合があります。
 - 学習者用端末に外部記憶媒体（USBメモリ等）を接続する際は、必ずウイルスチェックを行ってください。
 - ウイルス対策ソフトから、ウイルスに感染した又は感染のおそれがあるというメッセージが出た場合は、すぐに教職員（担任等）に報告するとともに、速やかに校内ネットワークから切断してください。
 - 許諾を得ずにカメラで撮影したり、学校に関する情報等の漏えい（SNSなどで授業に関するつぶやきや動画の配信等）をしたり、他人を誹謗中傷したりすることは厳禁です。
 - 【アカウント（ID・パスワード）の管理】
 - アカウント（ID・パスワード）は、利用者自身で厳重に管理してください。
 - 初期パスワードは必ず変更してください。
 - パスワードは、他人から容易に推測できる文字列や連続した文字や数字を利用せず、必要に応じて変更してください。
- 6 その他
 - 学習者用端末および、校内ネットワークの利用に起因して利用者に直接的又は間接的被害が生じても、学校および、県はいかなる責任も負わないものとし、一切の賠償等はいりません。
 - ここに書かれていない内容であっても、法律に触れるような行為や高校生としてふさわしくない行為等をしてしないでください。
 - 本利用ガイドおよび、利用規程が改定された場合は、改訂後の内容に従ってください。